

お知らせ版

No.1223

小型除雪機を貸出します

※申請・お問い合わせ先
健康福祉課福祉G ☎662・2673

高齢者や障がい者など、自力で除排雪ができない世帯や生活道路等の除排雪作業を行うボランティア団体等に対し、町が保有する小型除雪機の貸出しを行います。

- 貸出先 町内会、消防団、ボランティア団体など
- 貸出機械及び歩板 小型除雪機ハン ドガイド式11・8馬力級、アルミ歩板一式
- 貸出期間 1回の貸出しは原則2日以内（休日中の貸出しは休日前の夕方より休日明けの朝まで）
- 費用 貸出料は無料。燃料費、傷害保険料及び賠償保険料、除雪機の運搬経費は貸出しを受ける団体等の負担となります。
- 条件 ▼除雪機を操作する人は傷害

保険及び賠償保険に加入しなければなりません。（社会福祉協議会のボランティア保険への加入が可能な場合は加入手続きをお願いします。）

▼除雪機の操作経験者がいることが望ましいこととします。

- 申請方法 貸出し希望日の平日2日前まで申請書を提出してください。（申請書は健康福祉課にあります。）
- 注意事項 除雪機の貸出し及び返却は平日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯でお願いします。

油の流出事故に注意しましょう

※お問い合わせ先
建設課建設整備G ☎662・2116

これからの時季、暖房器具への灯油の使用が多くなり、給油の際に油流出事故が起きやすくなります。次のことに注意し、油の流出事故を未然に防ぎましょう。

▼給油中は絶対にその場を離れないようにしましょう。

▼ホームタンクや配管の定期的な点検を必ず行いましょう。

▼配管を保護するなどして、破損事故を防ぎましょう。

※万が一、油の流出事故が発生した場合、至急ご連絡ください。

議会を傍聴してみませんか

※お問い合わせ先
議会事務局 ☎662・4370

議会の傍聴は住所、氏名を記入するだけでどなたでもできますので、お気軽にお越しください。

- 開催場所 役場大会議室
- 開催日程表、議案項目、一般質問等は町
- 12月定例会日程 ▼12月17日(水) 午前10時～一般質問 ▼12月18日(木) 午前10時～ 休会常任委員会等 ▼12月19日(金) 午前10時～ 補正予算、条例等

「健康づくりのための料理講習会」参加者募集

※お申込み・お問い合わせ先
食生活改善推進協議会（健康福祉課健康づくりG） ☎662・2836

- 日時 平成27年1月19日(月) 午前9時30分～午後1時頃
- 場所 保健福祉センター
- 内容 健康講話・調理実習・味噌汁の塩分測定
- 対象者 町内在住の40歳～70歳の方
- 募集人数 20名程度
- 申込方法 12月26日(金)まで電話でお申込みください。

除排雪作業にご協力をお願いします

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116

町では積雪時の安全で円滑な道路交通を確保するため、除雪作業を行っています。除雪作業に対する要望が毎年数多く寄せられますが、全てに対応することはできません。地域ぐるみの協力が必要となります。除雪作業を円滑に実施するため、次のような点について皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 路上駐車はやめましょう

路上駐車は、除雪の妨げとなるだけでなく緊急車両の通行の支障となりますので、絶対にしないでください。路上駐車されている道路は除雪を中断せざるを得ない場合もあります。地域で互いに注意し、路上駐車をなくしましょう。

※山形警察署の指導により、発見し次第、警察に通報することとなっています。

2. 道路（車道や歩道）への雪出しはやめましょう

除雪後の道路に、各家庭や事業所の雪を押し出している光景が見受けられます。道路がでこぼこになり交通事故や交通障害の原因となり危険です。屋根の雪、宅地内の雪は道路に出さないでください。

3. 間口の雪処理にご協力ください

除雪車が道路を除雪した後、かき分けられた雪が各家庭の間口に堆雪することがあります。限られた時間と除雪車での除雪作業となり、沿道の一軒一軒の出入り口の確保や、各家庭に合わせた作業はできません。ご自宅の間口の雪の処理については、町民の皆様のご協力をお願いします。

個人の宅地内の排雪を行う場合は、指定の雪捨場へ搬入してください。

4. 屋根雪の道路への落雪は、交通障害を起こすだけでなく、人命に関わる場合がありますので、危険な場所については、落下防止策を講じたり、雪下ろしをしてください。

5. 国道・県道・町道の順に優先される除雪作業の原則から、生活道路等の除雪は遅れる場合があります。また、除雪車の入れない狭い道路については町では除雪できません。地域ぐるみで対応してください。また、ご協力をお願いします。

6. 庭木の枝が積雪により道路にはみ出し、除雪作業の支障になる場合がありますので、はみ出すおそれのある枝は事前に伐採するか、縄等で固定するようにしてください。

7. 側溝に雪を捨てると、側溝が詰まり、水害が発生することがありますので、側溝に雪を捨てないでください。

8. 各地区に設定してある除雪路線ごとの雪押し場（空き地、農地等）の借地は、地元で所有者の方へ連絡などの対応等をお願いします。

9. 除雪車による工作物等の破損が発生した場合には、直ちに町へ連絡していただきますようお願いいたします。

※積雪状況に合わせて、雪捨場を開設します。下記に留意のうえ、利用をお願いします。

- ◆雪以外の土砂・ごみ等は、絶対に捨てないでください。
- ◆雪捨て場の入り口付近に雪を捨てられると、後から来た車が入りませんので、奥から捨てるようにしてください。
- ◆雪捨て場に運べる雪は町内の雪に限ります。

